

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成30年7月26日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より上位の等級への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

2級以上の手帳を希望していたが、3級になってしまった。現状の生活においては、原因は事件に巻き込まれたことにより鬱になり、20kg以上の体重減少、あらゆる部位の筋力が落ち、あわせて中等度の難聴にも悩まされている。身体中の関節や筋、骨、体内の痛みやふらつきの症

状もあり、整形外科での診察時も、些細な曲げ伸ばしも容易にできず、翌日にその痛みがさらに増す事象もあった。家庭でも一人で行うことができないことも多く、家族の大きな負担になっている。将来への光をいただくためにも1級もしくは2級への変更を願いたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年12月 7日	諮問
平成31年 1月18日	審議（第29回第1部会）
平成31年 2月21日	審議（第30回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、同条1項の申請に基いて審査し、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。
- (2) 法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を定め、同条3項は、障害の級別は等級表により定めるもの

とし、等級表においては、障害の種別ごとに級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、肢体不自由（下肢及び体幹の機能障害）に係る1級から3級までの部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりとなる。

級別	肢 体 不 自 由	
	下肢の機能障害	体幹の機能障害
1 級	1 両下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 両下肢の機能の著しい障害	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3 級	3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの

(3) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びにこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして、肢体不自由（下肢及び体幹の機能障害）について記載されている部分を示す

と、別紙 2 のとおりである。

- (4) そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法 15 条 1 項の趣旨からして、提出された診断書の記載内容全般を基に、客観的に判断すべきものと解される。

2 本件処分について

以上を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 障害認定について

本件診断書によれば、請求人は、筋力テスト（MMT）において、体幹の筋力が消失又は著減（筋力 0、1、2 該当）（別紙 1・Ⅲ）と、総合所見において、立位保持、片脚立ちが不能（別紙 1・Ⅰ・(5)）とされており、障害名は、身体表現性障害、抑鬱に伴う廃用（疾病）を原因とする「体幹機能障害」（同(1)及び(2)）とされている。一方で、運動障害（運動失調）は、両手及び両足部分（別紙 1・Ⅱ・1）とされており、動作・活動の評価においては、「いすに腰掛ける」及び「排泄の後始末をする」が自立と、「正座、あぐら、横座り（背もたれ、支え）」が半介助とされ（同 2）、これらの評価によると、体幹部の支持性を要する座位の保持能力は一定程度保たれているものと認められる。そして、等級表解説の第 3・3・(1)・ケによれば、下肢と体幹の障害が重複している場合、総合等級の判定に当たっては、原則として、歩行能力、起立位や座位の保持能力の程度を踏まえて、下肢又は体幹のいずれか一方の障害として認定するとされていることからすると、本件障害については、体幹の機能障害ではなく、下肢の機能障害として認定するのが妥当と判断される。

(2) 下肢の機能障害の程度について

ア 等級表は、肢体不自由のうち両下肢の機能障害について、「両下肢の機能を全廃したもの」を障害等級 1 級に、「両下肢の機能の著しい障害」を同 2 級に位置付けている。そして、等級表解説の第 3

・ 2・(2)・アによれば、両下肢の機能の著しい障害（2級）の動作・移動能力の具体的な例として、「独歩は不可能であるが、室内における補助的歩行（補装具なし）の可能なもの」が挙げられている。また、等級表解説の第3・3・(3)・クによれば、両下肢ともにほぼ同程度の障害があることを前提として、両下肢の機能障害3級、4級の認定も行うこととし、3級の動作・移動能力の具体的な例として、「100m以上の歩行が不可能なもの、又は片脚による起立が困難なもの」が挙げられている。

なお、いずれの場合においても、評価にあたっては、下肢全体の関節可動域、筋力テスト、動作・活動の自立度などから支持性、運動性を総合的に判断することとされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書によれば、補装具なしでの歩行能力及び起立位保持は、いずれも「不能」（別紙1・Ⅱ・3）とされており、関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）の備考には、「手指に力が入らないのか、入れようとしめないのか、複数回トライしても筋力は不良 立位保持も歩行も杖がないとほぼ不可能という訴えで出来ない状態でした」（別紙1・Ⅲ）との記載がある。これらの記載によれば、請求人の両下肢の機能障害は、「両下肢の機能の著しい障害」（2級）に相当する要素もあり、請求人の障害等級は2級に相当するとも考えられる。

しかし、以下の4点からすれば、請求人の障害等級を3級と判断するのが相当である。第1に、本件診断書によると、両下肢の関節可動域については、いずれも問題となるような制限は認められず（別紙1・Ⅲ）正常範囲と評価でき、著しい障害と認めるべき要素はない。第2に、筋力テストについても、両下肢ともに筋力正常又はやや減（筋力4、5該当）（別紙1・Ⅲ）とされている。第3に、総合所見において、器質的疾患はない（別紙1・Ⅰ・(5)）と記載されている。第4に、動作・活動の評価においては、「座位又は臥位よ

り立ち上がる（手すり、壁、つえ、松葉づえ）」、「家の中の移動（壁、つえ、松葉づえ）」、「屋外を移動する（つえ、松葉づえ）」及び「公共の乗り物を利用する」のいずれもが半介助とされており（別紙1・II・2）、自立性が一定程度保たれていることが認められる。

以上を総合し、等級表解説に照らして判断すると、請求人の両下肢の機能障害は、「独歩は不可能であるが、室内における補助的歩行（補装具なし）の可能なもの」とされる程度の障害等級2級に至っていると認めることは困難であり、障害等級3級と判断するのが相当である。

- (3) 以上のことから、本件診断書の記載内容を、等級表、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害の程度は、「両下肢の機能障害」（3級）として、障害等級3級と判断するのが相当である。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当は認められない。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、現状は、鬱になり20kg以上の体重減少、あらゆる部位の筋力が落ち、中等度の難聴、身体中の関節や筋、骨、体内の痛みやふらつき症状もあり、整形外科での診察時も些細な曲げ伸ばしも容易にできず、翌日にその痛みがさらに増す事象もあり、家庭でも一人で行うことができないことも多く、このため、1級又は2級への変更を希望する旨主張する（第3）。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、上記1・(4)に述べたとおり、本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容からすれば、請求人の障害程度は、等級表、認定基準及び等級表解説に照らして、「障害等級3級」と認定することが相当であることは上記2のとおりであって、本件処分における処分庁の判断は適切なものであると認められる。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2(略)